

件名

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 金融庁告示第二号）第一条第

十四号及び第十五号並びに漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年 金融庁告示第三号）第一条第十四号及び第十五号の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行が

その保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 次に掲げる規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う場合については、この告示による改正後の第二条及び第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件 (令和六年 金融 融 庁 告示第 農林水産省)</p> <p>号) 附則第二条第一項</p> <p>九 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件 (令和六年 金融 融 庁 告示第 農林水産省)</p> <p>号) 附則第二条第一項</p> <p>「項を削る。」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる者が自己資本比率の算出を行う場合について準用する。</p> <p>一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会</p> <p>二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	
	<p>組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会</p>